

高橋 裕文 提出 学位申請論文

『中世東国の郷村結合と地域社会の形成』 審査要旨

論文の内容の要旨

中世村落論は従来畿内近国を中心としてその形成と展開、衰退の過程が論じられてきたが、近年では戦国期の「自力の村」論が主流となっている。一方、東国については辺境Ⅱ後進地域として農村は在地領主の従属下にあり農民の自立性も小村の発達も遅れていたと考えられてきたが、最近においても惣百姓的行動は見られないとされている。しかし、中世後期の寺社領での農民闘争の事例を見るならば一概に自立的な運動が存在しないということはないし、これを支配の緩い寺社領であるからとして例外扱いすることもできない。問題は村落構造や農民の動向に関する史料の不足であるが、寺社などに残された史料を、辺境Ⅱ村落の未発

達という先入観を排して、領主支配のための文書という史料制約に注意し現地景観に添いつつ解釈し直すことにより、東国村落の実体を明らかにすることができると考える。そのため本論文では、村落結合や農民の動向が顕著となる南北朝～戦国時代という中世後期・中近世過渡期を通じた村落形成の流れを俯瞰し、その中で村落構造のあり方と農民の動きを捉えることとし、具体的には①東国村落の内部構造を農民階層との関係で明らかにし、②村落結合の機能を年貢・勸農（山野草木、用水の用益）・農民闘争などの側面から追究し、③村落同士の横の連合がどのようになされたのかを考え、それが、地域社会の形成に果たした役割を検討することをねらいとしている。

まず、I部、年貢をめぐる領主と郷村の対立と契約について、第一章では、永和年間に円覚寺造営料所となった常陸国小河郷においては百姓等と元地頭が一体となって、入部してきた鎌倉府の使節と円覚寺雑掌に対して「指出」（地下の目録）の提出を拒否したが、この「指出」とは年貢賦課の基本となる郷村独自の土

地台帳であったとした。第二章では、応永年間、鎌倉覺園寺領常陸国酒依莊・郷さかよりにおいてはしばしば年貢未進を続けてきたが、領主からの御使が下向し住人との間で三〇%を減じた年貢額で百姓請の契約（押書あししよ）をし、郷内の寺院への土地寄進状の中で無沙汰をしないという誓約を執り行った。これより先、鶴岡八幡宮領上総国佐坪郷・一野村の百姓たちは領主との間で貞和五年（一三四九）の記録と観応二年（一三五二）の百姓等連署押書により年貢は定額段別二斗三升を運送船料（三升）を除き直納すると契約していた。この契約は従来「定免制」と評価されてきたが、これは常陸国小河・酒依郷の例から見ても百姓請（地下請）に他ならないと考えられるとした。

また、Ⅱ部、郷と宿の構造と機能について検討し、第三章では、一五世紀中葉、享徳の乱の時期に鏝阿寺領武蔵国戸守郷ばんなじにおいては用水の管理および近隣郷村との郷中談合を行う一方、減免要求のため「捻郷同心」を掲げ寺家との交渉を続けていた。そして、守護からの御用銭要求に対しては代官とともに不入権をタテに

これを断り、戦乱が迫ると一揆を結んで用水を止め耕作を放棄した。蒔田まいた（吉良）方の軍隊の駐留では代官とともに年貢米を守り、その退去後かかった駐留経費をおとな百姓が寄り合いにより勘定し寺家に請求した。このように、郷村ではおとな百姓を中心とした運営がなされ、用水の郷中談合、戦乱に対する一揆という地域的な広がりを持った結集がなされていたとした。第四章では、長祿年間の法雲寺領常陸国田宮宿を年貢目録や景観から見ると、同宿は田畠を持つ百姓・商人・職人が住む集村で、町場・市場が付属していたが、それらは戦国領主（地域権力）小田氏が任命した検断職揚名氏ようみやう（地侍）により管理されており、宿は交通・商業・農業の拠点としての機能を持っていたとした。

さらに、Ⅲ部では、用水と入会地の紛争と、共同管理、山野用益の自力救済について検討した。第五章では、これまで戦国期の用水は地侍が掌握し、その普請は戦国大名の管理のもとで行われていたとされてきた。しかし、天文年間の下総国高城氏領八木郷では郷村の用水改修は郷村の郷中談合（五人のおとな百姓によ

る寄合)により行われることが高城氏の黒印状により保証されたが、給人(地侍吉野氏)はこれに加わっていなかった。また、天文年間の甲斐国武田氏領内でも郷村の用水普請に対して妨害しているのは近隣の地侍であり、領主への訴訟ですべて地侍側が敗訴している。これまで武田家印判状により郷村への用水普請を命じていたとされてきたが、実際には用水普請を郷中談合で行うこととその用水組合村々の確認が本来の意味であった。奥州伊達氏の「塵芥集」でも「用水は万民を孚はぐくむものであり、用水紛争は用水の法により解決すること」とされている。戦国大名は用水をテコに郷村を管理するつもりはなく、逆に用水を私権により妨害する行為を禁じているのである。第六章では、戦国期常陸国信太しだ荘(郡)の各郷村においては農業に必要な肥料や飼料、資材の採取のため周囲に山野を持っていたが、さらには広大な安見あみ野を入会地として近隣郷村と共同利用し相互に開発を禁じていた。こうした中で天文→天正年間にしばしば開発や境界をめぐる入会地紛争が起きていたが、これが実力闘争に発展し棒打ちにより死者が出た際は近

隣地頭の中人を立て相手方より解死人を取り成敗（殺害）するという「相当の儀」により解決した。また、そこまでに至らず領主への訴訟で安堵の印判を申し受ける場合もあったが、一方的な印判発給においては相手郷村から異議が申し立てられ取り消されることもあった。このように、山野用益は自力または郷中談合により境界を画定し開発を禁ずることで確保されるものであり、その保証には領主から印判を申し受けることが必要であった。

最後に、IV部、郷村の減免闘争と地域結合について、第七章では、戦国期常陸・下総の境目地域における郷村連合について考察した。地域社会は郷村連合によって形成されるが、その媒介となるものは荘園の枠組みであり神仏（荘郷鎮守）であった。荘園は東国では室町期に至り領家との支配関係はなくなり領域として存続したが、その領域に基づいて戦国期に形成されたのが下総・常陸国境目の郷村連合であった。この内実を記したいわゆる「御水帳」（幸嶋十三郷・豊田卅三郷惣高調帳写）が下総国豊田郡宗任神社（茨城県下妻市）に納められているが、

下総国下幸嶋・豊田・飯沼いぬまの郷村連合の年貢・公事などが記されている。これら三地域はもともと下幸嶋荘、豊田荘、加納飯沼（飯沼荘）という荘園であったが、これらの荘園の領域を基盤としてそれぞれ十数か郷・村から数十か郷・村の郷村連合が形成されていた。この地域の戦国期の支配関係は下幸嶋が古河公方領、豊田・飯沼たがやが多賀谷氏領であり、下幸嶋、および豊田・飯沼はそれぞれ三人の大将（地侍）により統率されていた。しかしながら、その行動の中心となっていたのは郷・村であり、年貢・公事の百姓請（直納）を担い、さまざまな理由による減免闘争で成果を勝ち取り、領主の検地では増分を出させず、それらを全体で集約し、大将（地侍）が領主の代官と談合を行い、年貢水準を固定化しかつ押し下げていた。

以上のような個別分析を行った上で、その中で派生した諸課題について先行研究との関係において検討した結果、次のような結論を得たとしている。第一に、東国村落を分析する場合、中央からの視点ではなくそれ自身の実体から総合的に

捉え返して行くことが必要になってくる。歴史的には鎌倉後末期以降東国の郷村構造に変化が見られ名主に対して百姓層の発言権が増し、南北朝～室町期にかけて寺社領を中心とした郷村で年貢減免を求める農民闘争が高まった。こうした中で東国郷村においては独自の指出（土地台帳）に基づき定額の年貢請負の契約（押書）が行われ直納するという百姓請の体制が成立していった。第二に、こうした体制を支えた郷村では室町・戦国期を通じておとな百姓が政所で寄合をして年貢・公事を請け負い郷内のすべての事柄を掌握するというような指導機関を持つ郷村結合が作られ、そうしたもとの郷村全体の結集は「惣郷」と呼ばれ百姓中にとってその団結と利益擁護がもつとも重視すべきものとされていた。第二に、農業に必要な山野用益の場である入会地の利用に関しては近隣郷村との協議を元に領主の判物による保証を獲得し、紛争では中人を立て「相当の儀」により解決した。また、用水の管理についても川からの取水権を持つ郷村と引水権を持つ郷村の間に「郷中談合」という協議の場が設けられ苦情処理や用水普請を執り行っ

た。戦国大名も用水は「万民の助」であり私権による妨害を許さず、紛争は「用水の法」により解決するよう求めていた。第四に、郷村はこれまで郷―村の二重構成とされてきたが、中世後期においてはそれぞれが独自の結集の動きを見せていた。また宿はこれまで「都市的な場」と見なされてきたが、常陸国田宮宿は宿在家すべてが田畠を所持し年貢を負担する集村であり、別に市場と町場を付属させ、戦国領主が任命した検断職が宿継ぎの護衛や宿・町・市の治安の管理をしており、宿は交通・商業・農業の拠点としての役割を持っていた。第五に、地域社会は荘園の枠組みや荘郷鎮守を通じた郷村連合により形成されていた。戦国末期の下総国下幸嶋一二郷、豊田三三郷・飯沼の郷村連合は荘園を元とした惣郷（惣荘）であったが、それぞれ三人の大将（地侍）が百姓中を率いていた。各郷・村は年貢を請け負うとともに検地では余剰を打ち出させず減免闘争を行いその成果を集約した上で、大将（地侍）が領主の代官と談合しそれら減免の成果を加味して全体の年貢・公事額を確定したのであり、地侍は郷村連合において重要な政治

的役割を果たしていた。この時期、郷・村はそれぞれが小村を抱え独自に並存していたのであり、太閤検地に際して近世史研究でいう中世郷の分割Ⅱ「村切り」がなされたということではなく、これらの郷・村がそれぞれ「村」として把握されその後近世村に移行していったと考えられる。以上が、本論文の結論である。

論文審査の結果の要旨

本論文は、論者の高橋裕文が、自らの郷土である茨城県内、つまりかつての常陸国と下総国を中心として、これまではあまりきちんと検討されることの多くなかった中世村落の様相を、中世史料を丹念に収集して読解し、また丁寧にその史料に関係した地を歩き、ひとつずつ現地調査を行って得た研究成果である。

こうした研究を、東国の中世で進めることは、史料に限界があり、常に困難がつきまとう。だが論者は、常陸国内については円覚寺造営料所とされた小河郷の

ほか、覚園寺領酒依荘、新治郡田宮宿や信太荘などをとりあげ、また下総国内については豊田郡の宗任神社に残された御水帳の分析から「郷村連合」について考察するなど、史料の残された地を選んで地道な努力を続けてきた。さらに武蔵国戸守郷を取り上げて、その支配の様相や山野入会の実態などの解明も試みている。つまり、用水や入会地などをめぐる争いとその收拾のプロセスをできるだけ具体的に論じる中で、中世の領主の支配と、支配されている人々の動きを探ろうとしたのである。

このような研究の結果、中世の東国にも、西国と同様の村落結合が存在し、それは郷村結合と呼ばれるべきであること、押書（あっしょ）という様式の文書で年貢請負（百姓請）の契約がなされたこと、などが結論となるとしている。

以上の到達は、これまでの中世東国の村落史の定説的位置にあった峰岸純夫氏や池上裕子氏らの研究に、新たに付け加ええたものがあり、押書についても重要な知見があったと考えることができる。

ただ、残念なところもある。一例をあげれば、第一章の常陸国小河郷をめぐる地頭の益戸氏に関する史料収集についてである。建武三年七月十日の軍忠状に「新田右衛門佐与同之仁」、つまり日向の宮方の人間として「益戸行政」が出てくることを指摘しており、これは貴重である。ただ、このことに気づいたのであれば、当然、『新田氏根本史料』等の先行研究を紐解き、関連文書を渉猟せねばならなかっただろう。そうすれば、宮崎県や鹿児島県の中世文書等に関連資料がある可能性などにも気づいたに違いない。その後しばらくして今度は常陸で「小河郷の本主と号する」としてあらわれる益戸常陸入道行政とその子の活動について、彼らが日向で活動した人間たちと同一だったのかどうか、もっときちんと研究の視野に入ってきたかもしれない。そうすれば、南北朝の動乱とは、想像以上に大規模な人々の移動を生じさせた事態だったということも、より一層具体的に明らかになったであろう。史料が乏しいとされる東国の中世史研究では、徹底的な文書等の史料の収集と、その読み込みが重要だという鉄則を、あらためて確

認していただきたいと思う。

そして第四章の田宮宿に関する論述では、「揚明」の屋号を持つ有力な家が田宮村を開いたという伝承を紹介し分析を加えている。しかしこの家の中世の年号を有する石碑や石仏は、いずれも銘文は後世の刻銘（または偽刻）であるという。とすれば、現状では、この宿に関する検討は、村絵図に描かれた景観が、本当に栃木県の下古館遺跡のように掘り出されるのかどうかにかかっているとどういふかあるまい。

さらに、本論文を読んでもっとも大きな違和感があったのは、最終章の第七章、「戦国期常陸・下総の境目地域における郷村連合の成立」である。それまでの多くの章が常陸国内の荘郷を題材にしているのであり、この題名を見れば、それは常陸と下総の境目の地域の、境であるがゆえの諸問題、たとえば国界を越えた郷村の連合の存否、あるいは境目の地域での「郷村連合」のありかたについての論ではないかと思うのである。しかし実際には、そうしたことはほとんど触れて

はいない。また、この地域を実地調査すれば、茨城県内では常陸側にはほとんど見えない武蔵型板碑という中世石塔が、ここではとてもたくさん造立されているということに気づいたはずである。板碑は、まさに、在地性の高い貴重な資料であるが、本論文では、そうしたことには一切触れていない。なぜ、触れようとしなかったのか、大変にいぶかしく思う。

ではなぜこの章があるのかといえば、それは多分、ここにある宗任神社の「御水帳」について分析した結果を論文の中に盛り込もうと考えたからにほかなるまい。この作業はそれとしてももちろん貴重な作業ではあるが、折角こうした章立てをした以上、下総と常陸の国堺地域の特徴についても、深く論じるべきだったのではないかと思う。また、たとえばこの史料には「ちやうを打つ」、「よさへは無し」、などの文言がある。これはそれぞれ「繩を打つ」、「余財は無い」の意だというのだが、その根拠は特に示されていない。こうしたことに着目して、考察を深めることもできたのではなかったかと、それも少し惜しまれる。

以上、本論文を検討したが、論文提出者と、審査にあたった主査・副査の間には、見解の分かれるところ、意見の一致しないところが無くはない。だが、高校教員として多忙をきわめる中で、数えきれないほど多くの古文書を渉猟して読解し、それに書かれている茨城県内のあちらこちらを繰り返し実地踏査するなどして得た知見を元に、さらにまた何度も文書を読み直すなどの苦心を重ねて、この論文を完成したのである。その労を多とし、また、今後一層の精進を期待して、本論文の筆者である高橋裕文は、博士（歴史学）の学位を授与される資格があると判断するものである。

平成二十九年二月十五日

主査	國學院大學教授	千々和	到	①
副査	國學院大學客員教授	池上裕子		①
副査	茨城大學教授	高橋修		①

高橋 裕文 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士（歴史学）の学位を授与される学力があることを確認した。

平成二十八年十二月二十二日

学力確認担当者

主査	國學院大學教授	千々和	到	⑩
副査	國學院大學客員教授	池上	裕子	⑩
副査	茨城大學教授	高橋	修	⑩